

## 民間等電子基準点の登録制度とは

### 1. 背景・課題

国土地理院は、測量の基準・地殻変動監視等のため、全国約 1,300 点の GNSS 連続観測局（電子基準点）の運用を行い、信頼性の高い観測データ及び測位結果を安定的に提供しています。また、近年、スマート農業等では民間等による GNSS 連続観測局も設置され始めています。このような背景から、測量行政懇談会測位基盤検討部会（部会長：佐田達典日本大学教授）（平成 30 年 3 月）において、高精度な衛星測位に向けて高品質のデータを取得する観測点をさらに高い密度で配置することを目的として、民間等の GNSS 連続観測局のデータを取り入れる仕組みの検討が提言されました。これを受け、国土地理院では平成 30 年度から信頼性の高い高精度な位置情報サービスを利活用するための環境整備に取り組んでいます。

さらに最近では、携帯電話事業者を中心に、位置情報サービスの展開を目的として独自の GNSS 連続観測局を設置する動きが急速に展開されていることを踏まえ、昨年 10 月に「民間等電子基準点の性能基準及び登録要領」（以下「性能基準」という。）を制定したところです。

GNSS 連続観測局は、位置情報サービスの要であり、もし設置者ごとに規格や準拠座標がバラバラである場合、利用者に混乱を生じる可能性があります。日本国内での高精度な位置情報サービス（ドローン制御、自動運転等）については、国家座標（位置の基準）へ準拠するとともに、一定の精度を確保することが重要であり、そのための仕組みづくりが必要となります。

### 2. 目的

地理空間情報活用推進基本法第 3 条第 3 項にある「信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を確保」するとともに、測量法第 1 条にある「測量の正確さの確保」さらに、測量の効率的実施に資することを目的としています。

### 3. 登録制度の概要

測量法第 5 条に規定する公共測量又は同法第 6 条に規定する基本測量及び公共測量以外の測量により設置される GNSS 連続観測局のうち、一定の基準を満たす性能を有する観測局を「民間等電子基準点」と定め、次の 2 つに分類します。民間等電子基準点の登録申請に当たっては、第三者機関による検定を受検することが必要になります。

- A 級（土木及び建築工事に活用可能な信頼性を確保、地殻変動監視にも活用可能）
- B 級（A 級の要件を緩和することで、より一般的な位置情報サービスに活用可能）

国土地理院に登録された基準点を利用していただくことで、国家座標に準拠し、一定精度を有する GNSS データを利用することが可能となります。